

養父市共同募金委員会八鹿支部実施要綱

(目的及び事業)

第1条 この要綱は、社会福祉法人兵庫県共同募金会養父市共同募金委員会規程に定める共同募金の事業を実施するとともに、養父市八鹿地域(以下「区域内」という。)の社会福祉の増進を目的として、次の事業を行う。

- (1) 区域内における募金活動の実施
- (2) 区域内における募金協力員の組織編成と養成
- (3) 区域内における広報及び啓発活動の実施
- (4) 区域内における福祉に関する資金需要の調査
- (5) 区域内における社会福祉協議会並びに受配者との連絡
- (6) その他目的達成のために必要な事業

(名称)

第2条 名称は、養父市共同募金委員会八鹿支部(以下「支部」という。)という。

(事務所)

第3条 支部の事務所を兵庫県養父市八鹿町下網場320番地に置く。

(募金協力員)

第4条 支部に、募金協力員を置く。

- 2 募金協力員は、区域内における募金活動を行う。
- 3 募金協力員は、募金推進委員会の推薦により、養父市共同募金委員会会長(以下「会長」という。)が依頼する。
- 4 募金協力員の代表を置き、募金推進委員会の構成員となる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月31日に施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

養父市共同募金委員会養父支部実施要綱

(目的及び事業)

第1条 この要綱は、社会福祉法人兵庫県共同募金会養父市共同募金委員会規程に定める共同募金の事業を実施するとともに、養父市養父地域(以下「区域内」という。)の社会福祉の増進を目的として、次の事業を行う。

- (1) 区域内における募金活動の実施
- (2) 区域内における募金協力員の組織編成と養成
- (3) 区域内における広報及び啓発活動の実施
- (4) 区域内における福祉に関する資金需要の調査
- (5) 区域内における社会福祉協議会並びに受配者との連絡
- (6) その他目的達成のために必要な事業

(名称)

第2条 名称は、養父市共同募金委員会養父支部(以下「支部」という。)という。

(事務所)

第3条 支部の事務所を兵庫県養父市広谷251番地1に置く。

(募金協力員)

第4条 支部に、募金協力員を置く。

- 2 募金協力員は、区域内における募金活動を行う。
- 3 募金協力員は、募金推進委員会の推薦により、養父市共同募金委員会会長(以下「会長」という。)が依頼する。
- 4 募金協力員の代表を置き、募金推進委員会の構成員となる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月31日に施行する。

養父市共同募金委員会大屋支部実施要綱

(目的及び事業)

第1条 この要綱は、社会福祉法人兵庫県共同募金会養父市共同募金委員会規程に定める共同募金の事業を実施するとともに、養父市大屋地域(以下「区域内」という。)の社会福祉の増進を目的として、次の事業を行う。

- (1) 区域内における募金活動の実施
- (2) 区域内における募金協力員の組織編成と養成
- (3) 区域内における広報及び啓発活動の実施
- (4) 区域内における福祉に関する資金需要の調査
- (5) 区域内における社会福祉協議会並びに受配者との連絡
- (6) その他目的達成のために必要な事業

(名称)

第2条 名称は、養父市共同募金委員会大屋支部(以下「支部」という。)という。

(事務所)

第3条 支部の事務所を兵庫県養父市大屋町加保678番地の1に置く。

(募金協力員)

第4条 支部に、募金協力員を置く。

- 2 募金協力員は、区域内における募金活動を行う。
- 3 募金協力員は、募金推進委員会の推薦により、養父市共同募金委員会会長(以下「会長」という。)が依頼する。
- 4 募金協力員の代表を置き、募金推進委員会の構成員となる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月31日に施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

養父市共同募金委員会関宮支部実施要綱

(目的及び事業)

第1条 この要綱は、社会福祉法人兵庫県共同募金会養父市共同募金委員会規程に定める共同募金の事業を実施するとともに、養父市関宮地域(以下「区域内」という。)の社会福祉の増進を目的として、次の事業を行う。

- (1) 区域内における募金活動の実施
- (2) 区域内における募金協力員の組織編成と養成
- (3) 区域内における広報及び啓発活動の実施
- (4) 区域内における福祉に関する資金需要の調査
- (5) 区域内における社会福祉協議会並びに受配者との連絡
- (6) その他目的達成のために必要な事業

(名称)

第2条 名称は、養父市共同募金委員会関宮支部(以下「支部」という。)という。

(事務所)

第3条 支部の事務所を兵庫県養父市関宮193番地に置く。

(募金協力員)

第4条 支部に、募金協力員を置く。

- 2 募金協力員は、区域内における募金活動を行う。
- 3 募金協力員は、募金推進委員会の推薦により、養父市共同募金委員会会長(以下「会長」という。)が依頼する。
- 4 募金協力員の代表を置き、募金推進委員会の構成員となる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月31日に施行する。